

## 準備書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

## 縦覧状況

- ・縦覧期間：令和6年3月5日（火）～4月5日（金）
- ・意見書提出期限：令和6年4月19日（金）

表1.1 縦覧場所及び縦覧者数

縦覧場所		閲覧者数
西尾市	環境部環境業務課	1
	都市整備部都市計画課	0
	西尾市役所一色支所	0
	西尾市役所吉良支所	0
	西尾市役所幡豆支所	0
幸田町	環境経済部環境課	1
合計		2

## 意見書の提出状況

準備書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は1通（40件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表1.2に示すとおりである。

表1.2 準備書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第 1 章 都市計画決定権者の名称	0
第 2 章 都市計画対象事業の目的及び内容	11
第 3 章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	10
第 4 章 計画段階配慮事項に関する内容	0
第 5 章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	1
第 6 章 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	0
第 7 章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	0
第 8 章 環境影響の調査、予測及び評価	18
8. 1 大気質	5
8. 2 騒音及び超低周波音	3
8. 3 振動	3
8. 4 悪臭	1
8. 5 水質	0
8. 6 地盤・土壌（土壌環境）	1
8. 7 地下水の状況及び地下水質	0
8. 8 日照阻害	1
8. 9 動物	2
8.10 植物	0
8.11 生態系	0
8.12 景観	0
8.13 人と自然との触れ合いの活動の場	0
8.14 廃棄物等	1
8.15 温室効果ガス等	1
第 9 章 総合評価	0
第10章 事後調査計画	0
第11章 準備書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	0
合 計	40

**準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解**

準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 1.3(1)～(17)に示すとおりである。

注) 意見中「\*p●」は準備書の通しページ番号を示しており、意見書の意見の概要は、提出された意見書の原文を掲載している。

**表1.3(1) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解**

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容		
1	<p>*1 p9 処理能力は、310→292→266 t/日と減少してきた 「ごみ焼却施設 処理能力:266 t/日、※施設規模の見直しにより、方法書時点から処理能力を小さくした。」とありますが、方法書意見への見解1にあるように、配慮書で310t/日、方法書で292t/日、準備書で266t/日と再三減少させていること、その原因は西尾市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴うことを明記してください。</p>	<p>処理能力については、準備書 2-11 頁において、ごみ減量化の最新の状況を踏まえて見直しを行った旨を記載しています。なお、処理能力が小さくなった要因としては、計画施設の焼却想定処理量(令和12年度)の減少のほか、準備書 2-11 頁に記載の施設規模の算定方法が変更されたことも一因となっています。</p>
2	<p>*2 p12 処理量の根拠の将来人口を 突然計画処理量を出すのではなく、その主たる根拠となる将来人口を記載すべきです。人口減少が顕著になる2030年以降の人口減によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高くなります。見解3では「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計) (国立社会保障・人口問題研究所)の5年ごとの推計値ではなく、2市1町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において用いられている将来人口推計を基に設定しています。」とあり、準備書では「2市1町それぞれの一般廃棄物処理基本計画…人口の合計は、施設供用開始年度の令和12年度以降も緩やかな増加傾向が続くと予想…各市町は減量化及び資源化を促進し、ごみ排出量の削減に努めることとしており、計画目標年度は、計画年間処理量が最大となる令和12年度とした。」p12とあります。つまり、2市1町では過大な将来人口を願望として採用しています。もっと素直に現状を見ないと過大な施設建設となります。</p>	<p>将来人口については、方法書に対する意見番号3(準備書5-3頁)の見解のとおり、2市1町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において用いられている将来人口推計を基に設定しています。 処理能力についても最新の状況を踏まえて見直しを行っており、処理能力の縮小の考え方については、意見番号1の見解のとおりです。</p>
3	<p>*3 p15 低振動型・低炭素型建設機械の積極的使用も準備書本文に記載を 配慮書への意見「工事中は「建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」p26とありますが、意見への見解として「<u>排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。</u>」p203とあり、<u>低振動型建設機械及び低炭素型建設機械積極的使用にも触れたことは評価します。</u> しかし、方法書への意見『方法書本文にこそ、この文章を記載すべきである。なお、発注条件への記載については、納得できるような検討をし、準備書には記載されたい。』に対する見解10は『工事中の建設機械については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用することとし、発注条件にも記載する予定です。』とあるので、そのことを準備書本文に記載してください。準備書では「建設機械は、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用する。」p27と、ありますが、発注条件については触れていません。</p>	<p>工事中の建設機械については、準備書 2-25 頁に記載のとおり、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用します。 また、これについては方法書に対する意見番号10(準備書5-5頁)の見解のとおり、発注条件に記載する予定ですが、準備書本文には実施する環境保全措置の内容について記載しており、発注条件の記載の有無までは記載しておりません。</p>

表1.3(2) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
4	<p>*4 p22 自主規制値を設けるは評価するが、水銀は不十分</p> <p>方法書で「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画である。」p14 とあったため、どのような自主規制値とするかで、調査・予測の方法が異なり意見も出せない。と批判したところ、見解6のとおり「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける。」と文章表現を正確にした。この点は評価できます。</p> <p>しかし、大気のはいじん（法規制 0.04→0.006g/m<sup>3</sup>）、NO<sub>x</sub>(法規制 250→50ppm)、塩化水素（430→30ppm）、ダイオキシン類（法規制 0.1→0.06ng-TEQ/m<sup>3</sup>）としているのに、水銀だけが法規制 30 μg/m<sup>3</sup>と同じというのは、見解6「水銀については、他の項目と異なり、処理工程で生成されるものではなく、搬入ごみに混入されることにより発生するものであるため、法規制値と同等の値としており、」といいますが、塩化水素の法規制の1/10以下の自主規制値と比べると見劣りがします。ごみの焼却施設から排出される塩化水素は主として塩化ビニル等の塩素系高分子化合物に起因するとされている。…プラスチックを分別することにより、規制に対処することができると考えられる（廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について昭和52年06月30日環整54号）ことと同様であり、塩化水素並みの自主規制値にしてください。</p>	<p>水銀の排出基準については、ばい煙排出規制における排出基準のように環境基準等の環境上の目標の維持達成を目指す観点から設定されたものではなく、「水銀に関する水俣条約」第8条第4項を踏まえ「利用可能な最良の技術」に適合した値として設定されたものであり、既に最良の技術を踏まえた数値となっています。</p> <p>また、水銀については、他の項目とは異なり、処理工程で生成されるものではなく、搬入ごみに混入されることにより発生するものです。このため、法規制値と同等の値としており、水銀使用製品の分別回収の徹底等の混入防止対策により、水銀が排出されないよう努めてまいります。</p>
5	<p>*5 p24 西尾市の搬入予定台数は未確定、現況値しかない</p> <p>「令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約560台…、岡崎市からのごみ収集車…は、年間約9,430台（約39台/日）、幸田町からのごみ収集車…は、年間約1,700台（約7台/日）である。」とありますが、岡崎市、幸田町の搬入予定台数は配慮書になかったものを方法書で追記したが、西尾市の搬入予定台数はまだ、確定せず現況値だけが記載されていることを明記すべきです。また、予測 p423 では「新たに増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに設定し、大型車92台/日（往復）とした。」とありますが、現在西尾市クリーンセンターへ搬入しているごみ収集車をどう扱ったのかわかりません。令和2年度の現況のまま変わらないのですか。</p> <p>どの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3点 p8 と低かったこともあり、混雑度がどうなるのか、そのうちで廃棄物運搬車両が大気、騒音、振動にどの程度の割合を示すのかを検討する必要があります。</p>	<p>西尾市の搬入予定台数については、令和2年度における実績で日平均で約560台であり、将来も現状と同程度であると想定しています。</p> <p>また、廃棄物運搬車両の走行による大気質、騒音、振動の影響予測については、新たに増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに大型車92台/日（往復）を設定し、現況の交通量にこれを加えることで、将来の予測値及び増加量の予測を行っています。</p>

表1.3(3) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
6	<p>*6 p24 雨水も処理するのか                      方法書 p15 の給排水フロー図では、雨水は調整池に貯め須美川へ放流する形になっている。「雨水は、処理を行ったのち」という表現は間違いではないかとの意見に、見解7「雨水については、調整池において貯留した後に、沈殿物を除いて須美川に放流します。生活排水と同様の処理ではないことから、準備書以降においては、生活排水と雨水を分けて記載いたします。」と姿勢を改めたことは評価します。</p> <p>また『雨水も有害物質で汚染されている恐れがあるため、処理して放流するようにとの配慮書への意見に対し、「運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります」との見解であったが、ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が考慮されていない。』との意見に対し、見解7は「ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が生じないように、ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の適切な運営・管理を行ってまいります。」とありますが、定期的な清掃はいつ、どのように行うのか、岡崎市分も含めて追記する必要があります。さらに、念のため、調整池の水質検査を行うようにしてください。</p>	<p>ごみ収集運搬車の定期的な清掃については、現状として、西尾市、岡崎市及び幸田町では、収集運搬作業終了後に毎日、ごみ収集運搬車の外部及びごみ収縮部の内部の洗浄を行っており、今後も同様の方法でごみ収集運搬車の清掃を行っていく予定です。また、調整池の水質検査は予定しておりません。</p>
7	<p>*7 p24 雨水は排水量未定でも重金属等有害物質の規制値がある                      方法書への意見『配慮書への意見「一律排水基準（生活環境項目）は適用されるのか」に対する見解は「施設排水については、プラント排水と生活排水があります。このうち、プラント排水については、場内利用し公共用水域には排水しません。このため、施設からの排水は生活排水のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっております。今後、自主規制値の設定の有無についても、併せて検討してまいります。」 p209 とありますが、「施設からの排水は生活排水のみ」という判断は間違っているし、水質汚濁防止法第2条の「この法律において「排水」とは、特定施設…から公共用水域に排出される水をいう。」にも反しています。排出される水には雨水も含まれます。いずれにしても、「現時点では排水量は未定」では方法書を作成する時点ではない。調査項目、調査頻度等に対する意見が出せない。また、排水量を明記した上で、大気、悪臭、騒音、振動 p8 に加えて、厳しい自主規制値を設定すべきである。』に対する見解 36 は『その後の検討結果に基づき、排水としてプラント排水、生活排水及び雨水がある旨を方法書 15、16 頁及び準備書 2-22 頁に記載しております。また、排水のうち、プラント排水は場内で再利用し公共用水域への排水はありません。また、生活排水は…合併浄化槽で処理することから…、自主規制値の設定は行っておりません。』でした。</p> <p>しかし雨水についての記載が抜けています。構内雨水は重金属等有害物質に汚染されている恐れがあり、調整池での定期的な調査が必要であるし、排水量がどれだけでも重金属等有害物質は法規制値があり、自主規制値を設定すべきです。</p>	<p>雨水については、ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が生じないように、ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の適切な運営・管理を行ってまいります。このため自主規制値の設定は行っておりません。また、調整池の水質検査は予定しておりません。</p>

表 1.3(4) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8	<p>*8 p25 関係車両の主要走行経路はわかりやすくなった 「配慮書 p17 では両端の矢印があったが、方法書 p17 では、図 2.2.4 関係車両の主要走行経路で、凡例の主要走行経路の両端の矢印がなくなり、他の道路と区別がつかない。これでは収集運搬車両の調査、予測をどこにすればいいかの意見が出せない。」との意見に対し、見解 5 「ご意見も踏まえ、準備書以降においては、関係車両の主要走行経路の両端を矢印で示し、他の道路と区別がつくように表現しました。なお、県道蒲郡碧南線及び市道木田岡山線については、最新の事業計画を踏まえ、方法書において主要走行経路に追加したものであり、調査・予測地点については、これらの道路を踏まえて設定しております。」として、配慮書のように道路両端に矢印を付けたので、分かりやすくなりました。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>
9	<p>*9 p26 工事中に解体する現施設の一部とは何か、駐車場はまだ検討中なのか 工事日程で「現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体を行う。」と配慮書、方法書、準備書本文で同じ表現が続いていますが、今回、見解 9 で「現施設のうち、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場については、計画施設の建設に伴い解体を行います。」とある。解体工事があればそれは準備書でアセス対象となります。また、「駐車場の具体的な位置については、現在検討中です。」ということでは準備書として未完成です。</p>	<p>現施設のうち新施設の建設前に解体を行うのは、準備書 2-24 頁及び方法書に対する意見番号 9（準備書 5-5 頁）の見解のとおり、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場であり、準備書ではこれらの解体を踏まえた工事中の予測を行っています。駐車場の具体的な位置については、引き続き検討しております。</p>
10	<p>*10 p27 公害対策型の建設機械は積極的に使用し、発注条件にも記載を。排出ガス対策型は 3 次対策型の最新機種使用を 工事中の環境配慮事項として「・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用する。」とありますが、見解 10 にあるように、「発注条件にも記載する予定です」を追記してください。 また、排出ガス対策型は、1 次対策型は 2003 年 12 月指定終了、2 次対策型は 2010 年 9 月指定終了、その後は 3 次対策型（みなし機械を含む）に移行し、2023 年 12 月現在で、バックホーは 87 機種（小型バックホーは 217 機種）、バイプロハンマーは 20 機種などが指定されています。これらの最新型機種を積極的に使用することを記載してください。</p>	<p>発注条件に関する記載については、意見番号 3 の見解のとおりです。 また、工事中の建設機械については、準備書 2-25 頁に記載のとおり、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用しますが、排出ガス対策型は最新型機種を積極的に使用することを施工業者に求めることとします。</p>
11	<p>*11 p29 余熱利用の現状継続ぐらいは明記を 供用時の環境配慮事項として「・余熱利用は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。」p29 とありますが、「検討する」ということではなく、既存の西尾市クリーンセンターは西隣のホワイトウェイブ 21（ゴミ焼却場の余熱を利用した総合型レジャー施設、一般利用料金：プール 520 円、浴室 410 円）に余熱を提供していること、その継続を基本として考えていくことぐらいは明記してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、評価書では、隣接するホワイトウェイブ 21 への蒸気及び電力の供給について明記します。</p>

表1.3(5) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況		
12	<p>*12 p50～水質・地下水調査結果は最新年度に変更された方法書では、水質・地下水調査結果は2020年度の出典となっていたが、大気と同様に2021年度にするようにの意見に従い、見解11「方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の文献を使用しております。準備書の作成においても、項目ごとに最新の文献を使用しました。」とあり、本文もそのようしてあるので了解する。</p> <p>なお、愛知県は大気と水質の調査結果は同日で公表しており、「方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の文献を使用しております。」は水質について虚偽の見解となります。</p>	<p>水質・地下水調査結果について、方法書作成時には調査結果の概要のみ公表されている状況であり、文献調査で使用する詳細版については未公表であったため、2020年度の資料を使用しておりました。準備書においては、ご意見いただいたとおり、最新の文献を使用しました。</p>
13	<p>*13 p64 動物の確認文献で最新資料を追加した。</p> <p>動物の確認文献も、2022年6月2日の愛知県環境影響評価審査会の橋本委員の発言を真摯に受け止め、最新資料「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」を追加し、「全国鳥類越冬分布調査報告 2016-2022年」まで探し出したことは評価します。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>
14	<p>*14 p86 植物の重要種が配慮書より減少した理由を本文に記載すべき</p> <p>『方法書では「植物の重要種は…49科132種である。」p83とありますが、配慮書では「植物の重要種は…49科133種である。」p76と異なり1種減少しています。オモダカ科のオモダケが減少している。その理由は何かを明記すべきである。』と方法書への意見に対し、見解14「植物の重要種リストを再度精査した結果、重要種でない種が含まれていたため、減少しました。準備書の作成時においても、最新の文献を使用し精査しました。」とあり、理解はできましたが、公式書類の配慮書から方法書で植物の重要種が減った理由なので、準備書本文で記載してください</p>	<p>配慮書から方法書において、重要種の種数が減少した理由については、準備書5-6頁に記載しています。なお、第3章の都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況については、各図書作成時の最新の文献を使用しているため、配慮書からの変更点は多岐にわたります。</p>
15	<p>*15 p135 要請限度は正確になった</p> <p>方法書への意見：自動車騒音に係る要請限度で『配慮書への意見「共通15 要請限度は正確に、環境基準あてはめは重複」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。」p208とあり、わかりやすくなったことは評価する。ただし、要請限度が騒音規制法第17条に基づくことを明記すべきである。また、「措置を執るべきことを要請するものとする。」を「措置を執るべきことを要請する際の限度」では、市長の責務をあいまいにする表現であり、再度修正すべきである。』に対する見解33は『ご意見を踏まえ、騒音の要請限度の表現（準備書3-105頁）を修正しました。』であり、やっと正確になったので了解する。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>
16	<p>*16 p147 地下水の水量測定器設置義務は結局なくなった</p> <p>方法書への意見：地盤地下水で『*p210 配慮書への意見「共通20 水量測定器設置義務はあるのか」に対する見解は「地下水の利用の有無については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」p210とあるが設置するなら揚水機の吐出口の断面積が19cm<sup>2</sup>を超えるかを記載し、水量測定器設置義務があるかどうかを判断できるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。』に対する見解38は『その後の検討の結果、地下水は利用しない計画としております。』と地下水の水量測定器設置義務は結局なくなったので、了解します。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>

表1.3(6) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解


番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
17	<p>*17 p154、155 土砂災害警戒区域が近傍にあることを明確に</p> <p>方法書への意見『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等が、対象事業実施区域周辺で「該当あり」となっているので、その詳細を記載すべきである。愛知県の土砂災害情報マップでは、予定地南西に土石流の恐れのある崖地を通過して100～200mに土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が指定されている。』に対する見解15は『ご意見も踏まえ、準備書においては、対象事業実施区域周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の詳細を準備書3-124、125頁に記載しました。』とありますが、準備書本文では「(1)対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。(2)対象事業実施区域の一部が砂防指定地に指定されている。(3)対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。(4)対象事業実施区域の最大浸水深は1.0～10.0m未満となっている。」と、対象事業実施区域が区域指定はないという断言だけで、せいぜい(2)砂防指定地に指定、(4)浸水想定区域に指定というだけです。見解15のように「詳細に…記載しました」というのは虚偽見解に近いものです。</p> 	<p>方法書に対する意見番号15（準備書5-7頁）についての見解に記載した「詳細」とは、対象事業実施区域及びその周辺における土地災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況と認識しており、準備書3-124、3-125頁に記載しているとおりです。</p>



表1.3(7) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
18	<p>*18 p157 河川氾濫による浸水に対する安全性を検討すべき、への対応が不十分</p> <p>構想段階評価書の案への意見『配慮書への意見「河川氾濫による浸水に対する安全性を検討すべきに對して、見解14「平成元年度以降の記録では、対象事業実施想定区域において洪水による浸水の実績はありません。また、河川氾濫に対する対応策については、今年度の「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」とあるが、配慮書p7～8では「河川氾濫による浸水に対する安全性は最低の1点で「0.5m以上の被害が想定される。」となっているため、まずその事実を正確に示すべきであり、そのため、第3章都市施設の区域及びその周囲の概況に、洪水ハザードマップを追記すべきである。また「平成元年度以降の記録では…洪水による浸水の実績はありません。」というが、最近の気候変動は予想を大きく上回り、いつ、この洪水ハザードマップが実現するか不安である。河川氾濫に対する対応策を…具体的に記載できるようになるまでは都市計画手続きを中断すべきである。』とあり、準備書では洪水ハザードマップp157を追記した程度です。</p> <p>しかも「対象事業実施区域の最大浸水深は1.0～10.0m未満となっている。」と配慮書の最大水深「0.5m以上」は「1.0～10.0m未満」と明確にしています。過去10年間の浸水の実績、また、最近の線状降水帯の時、須美川の状況はどうだったかを記載してください。2022年9月「23日の夕方に線状降水帯が発生し、1時間あまり継続、3時間降水量が約160ミリに達する雨を観測した。また、同日の夜遅く及び24日明け方にも線状降水帯が発生し、いずれも約20分継続、3時間降水量がそれぞれ約200ミリ、約180ミリに達する雨を観測した。」(令和4年度線状降水帯(速報)気象庁)と、9月23日から2日間で540mm(3時間降水量が160mm、200mm、180mm)の降雨があったと報道されています。中部国際空港増設環境影響評価準備書の降雨予測条件の3mm/hの180倍、72mm/日の7.5倍の降雨があったのです。こうした事実を基に、必要な予測を行ってください。</p>	<p>お示ししている洪水ハザードマップは、愛知県が令和元年9月30日に公表している「矢作川流域の48時間総雨量683mm、広田川流域の24時間総雨量770mm」を降雨条件として作成されたものであり、近年頻発している豪雨に対応したものであると認識しております。</p> <p>なお、「廃棄物処理施設整備基本計画」(令和5年9月 西尾市)において、施設整備方針を「防災機能を備え、災害時にも処理が可能な施設」としており、プラットホームや電気室・中央制御室・非常用発電機・タービン発電機は2階以上に設置する、灰ピットは鉄筋コンクリート構造で開口部は浸水水位以上とする等の浸水対策を講じることとしています。</p>

表1.3(8) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	<p>*19 p162 あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)(案)の内容で見直しを            方法書への意見「「あいち地球温暖化防止戦略2030」(平成30年2月)では、目指すべき低炭素社会を実現するために、2030年度における県内からの温室効果ガス削減量を2013年度比で26%削減という目標をかかげている。」とあるが、2020年10月に国が「…温室効果ガスの削減目標を引き上げるなど、…愛知県は、こうした状況に対応するため、「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」(案)の取りまとめ、県民意見提出制度(パブリック・コメント制度)に基づき、2022年11月12日から1カ月間、県民からの意見を募集している。この改定版(案)は、温室効果ガスの県内排出量を2030年に2013年比46%減にするというものである。この動きと内容を方法書でも明記し、地球温暖化対策をさらに強化する方向で今回の計画を見直すべきである。』に対する見解16は『方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の内容を記載しております。準備書の作成においても、公表されている最新の文献を踏まえて記載内容を検討しました。』とあり、あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)をはじめ、西尾市、岡崎市、幸田町の地球温暖化対策実行計画p163~166もそれぞれ最新の文献を踏まえており了解します。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。            ます。</p>
20	<p>*20 p169 岡崎市の廃棄物の状況は、今回計画施設での量を            方法書への意見『岡崎市の廃棄物の状況は、岡崎市一括の焼却処理量114,401t/年だけではなく、今回の計画に加える岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分を明記すべきである。』に対する見解18は『ご意見を踏まえ、準備書では岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分について準備書3-139頁に記載しました。』とあり、表の注に、各施設の焼却処理量:岡崎市八帖クリーンセンター29,924t、岡崎市中央クリーンセンター95,404tと記載された。しかし、平成29~令和2年度の焼却処理量の推移は不明なので、記載し、岡崎市分は112,222(内八帖クリーンセンター29,924)などと、区別できるようにすることが望ましい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、評価書では岡崎市八帖クリーンセンター及び岡崎市中央クリーンセンターにおける平成29~令和2年度の焼却処理量の推移について記載します。</p>

表 1.3 (9) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
21	<p>*21 p172 ダイオキシソ類濃度が施設南側で高い原因を方法書への意見、現施設の維持管理状況で『配慮書への意見「西尾市クリーンセンターの南東でのダイオキシソ類濃度が最大なので注意を」に対する見解は「ご指摘を踏まえ、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。」p207 とあるが、環境濃度は北西の卓越風の影響を受け、令和元年度は西尾市クリーンセンター内よりも、南東側 1km 弱の瀬戸公民館のダイオキシソ類の環境濃度が 0.072pg-TEQ/m<sup>3</sup> という指摘には答えていない。施設の維持管理に問題がなかったかを検証すべきである。』に対する見解 31 は『西尾市クリーンセンターの維持管理の状況については、方法書 166 頁に記載し、すべての項目で規制値を下回っている旨を記載しています。また、ダイオキシソ類濃度は規制値に対して十分小さい値であり、施設の維持管理に問題ないものと考えます。』とありますが、これは令和 4 年度のことであり、配慮書での指摘は令和元年度です。ちなみに記載のない令和 2 年度の施設維持管理状況(ダイオキシソ類濃度)は 1 号炉 0.026、2 号炉 0.0036、3 号炉 0.041ng-TEQ/m<sup>3</sup> と大きな値があり、瀬戸公民館では 0.037pg-TEQ/m<sup>3</sup> (西尾市環境白書(令和 2 年度の状況) p6) と高い値となっています。施設維持管理状況(ダイオキシソ類濃度)と、瀬戸公民館の環境濃度を、2015(平成 27)年度からの経年変化を 2022(令和 4)年度で一覧表にして検討してください。</p>	<p>気象条件等により変動はありますが、いずれの値も規制値を下回っていることから、問題ないと考えております。</p> <p>なお、西尾市クリーンセンターの維持管理状況(ダイオキシソ類)及び瀬戸公民館における 2015 年度から 2022 年度からの経年変化は下図に示すとおりです。</p> <div style="text-align: center;"> <p>維持管理状況(ダイオキシソ類)測定値</p> <p>単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup></p> </div> <p>出典:「平成 27 年度(2015 年度)～令和 4 年度(2022 年度)西尾市クリーンセンターの維持管理の状況に関する記録」(西尾市)</p> <div style="text-align: center;"> <p>瀬戸公民館におけるダイオキシソ類測定値</p> <p>単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup></p> </div> <p>出典:「平成 28 年度～令和 5 年度環境報告書」(西尾市 平成 29 年～令和 6 年)</p>
第 5 章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解		
22	<p>*22 p243 振動評価の手法は振動の感覚閾値</p> <p>方法書への意見『…施設稼働の評価は「基準等と整合が図られているかどうか」として、規制基準及び「振動の感覚閾値」p243 が記載してあるが、建設機械の稼働 p242 では規制基準だけであり、道路交通振動 p245 では道路交通振動の要請限度だけである。同じ振動の評価なので、施設稼働で用いる「振動の感覚閾値」を全て用いるべきである。』に対する見解 54 は『規制基準が定められている建設機械の稼働の予測結果については規制基準との比較を行いました。規制基準の定めのない道路交通振動の予測結果については要請限度及び振動の感覚閾値との比較を行い、準備書 8-3-14、37 頁に記載しました。』とあります。しかし、この説明は、同じ振動を評価するのに、施設稼働だけ、規制基準で評価するのは常識に反します。現に、環境影響の回避・低減に係る評価:機械等の稼働に伴う振動レベルは、振動の大きい設備機器は防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置することなどにより、振動感覚閾値以下の値となり』p527 と評価しています。</p>	<p>「振動感覚閾値」については、基準値等として明確に示されている値ではないことから、規制基準が定められているものについては、規制基準との比較を行っています。</p>

表1.3(10) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
第8章 環境影響の調査、予測及び評価		
8.1 大気質		
23	<p>*23 p366, p395 プルーム中心軸の補正を行ったが供用時のばい煙だけ            方法書への意見『南側山地のため、ばい煙の排出だけ、プルーム中心軸の補正を行なったが、資材等の搬入及び搬出、廃棄物等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等は、単純に「プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測」とあるだけだが、なぜ同じ大気予測なのに予測方法が異なるのか。』に対する見解 50 は『煙突排ガスとは排出源高さや影響範囲が異なり、対象事業実施区域南側の地形による影響は受けないと考えられることから、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測は行っておりません。』ですが、排出源が低いほど、地形の影響は大きくでるのではありませんか。例えば、資料 2-11 では、「評価点の標高が煙源位置の地形標高より高い場合は、それら標高の差分だけプルーム中心軸の高さを減少させる。」p432 とあり、CRSTER モデルの有効煙突高 <math>He = He_0 - R_n</math> となり、建設機械の場合 <math>He_0 = 5(m)</math> p382 であり、プルーム中心軸の補正量は <math>0 \sim -20(m)</math> となり p425、補正後の標高 <math>R_n</math> は <math>-5 \sim -15(m)</math> のため、「<math>He_0 - R_n &lt; 10</math> の場合、<math>He = 10</math>」を適用すればいいのではないですか。</p>	<p>工事の実施に伴う資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、施設の供用に伴う廃棄物等の搬入及び搬出については、煙突排ガスとは排出源高さや影響範囲が異なり、排出源位置近傍で影響が大きくなっています。このため、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測は行っておりません。</p>
24	<p>*24 p397 プルーム中心軸の補正を行った            方法書への意見『0 配慮書への意見「共通 21 大気質の予測手法プルーム・パフ式では、地形変化に対応できない」に対する見解は「3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。…7 大気質の予測において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」p210 とあるが、… NO<sub>x</sub>、SPM の予測について、＜施設の供用＞ばい煙の排出の予測の基本的な手法だけが、「プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測…なお、対象事業実施区域南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（昭和 61 年 厚生省）」を参考とした CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う。」p231 とあるが、こうした変化を見解でも正確に記載すべきである。』に対する見解 39 は『…準備書において 8-1- 72～81 頁に記載のとおり地形の影響を考慮した予測を行いました。』でした。            通常の平坦地に適用する、プルーム・パフ式では実施区域南側に丘陵が存在することから、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行ったことは評価できる。ただし、この手法が正しそうだという検証が全くされていないことは課題として残ります。            また、瀬戸公民館での寄与濃度を、通常のプルーム・パフ式と、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正を行った場合でどう変化するかを示してください。</p>	<p>CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形影響を考慮する方法については、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和 61 年（社）全国都市清掃会議）に示されるものであり、適切な予測方法であると考えております。また、今回、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による予測を行った項目については、通常のプルーム・パフ式による予測は行っておりません。</p>

表1.3(11) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
25	<p>*25 p397 大気予測（1時間値）は補正は行ったのか 1時間値については、・大気安定度不安定時・上層逆転時・接地逆転層崩壊時・ダウンウォッシュ時・ダウンドラフト時の気象条件を対象に予測してありますが、このうち「大気安定度不安定時については、対象事業実施区域南側に丘陵が存在することから、地形を考慮したプルーム中心軸の補正を行った。」とありますが、ダウンウォッシュ時とダウンドラフト時の「拡散計算式は、「i、大気安定度不安定時」と同様とした。」p401、p402とプルーム中心軸の補正を行っていますが、上層逆転時・接地逆転層崩壊時では補正を行わなかった理由を記載してください。</p>	<p>CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正については、特殊な気象条件を想定した大気質の1時間値のすべての予測ケースに適用できるものではありません。1時間値の予測ケースのうち、大気安定度不安定時については、通常のプルーム式による拡散予測を基本としたものであり適用可能ですが、他の予測ケース（上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時）については、逆転層による煙の反射や排ガスに対する強い横風等を考慮した予測であり、プルーム中心軸の補正を同様に適用することができません。</p>
26	<p>*26 p422 大気の搬出入調査・予測地点は計画地に直結する道路追加を 方法書への意見『大気の搬出入調査・予測の4地点は、①、③、④県道宮迫今川線、②主要地方道西尾吉良線となっているがp233、計画地に直結する市道瀬門143号線、市道瀬門50号線を追加する必要がある。特に、市道瀬門143号線の西端は。余熱を提供しているホワイトウェイ21（温水プールを主とした総合型レジャー施設）の屋外プールに沿っており、その沿線の大気環境悪化は見過ごせない。また、市道瀬門50号線の東端は喫茶 Reigen が立地しており、新しく追加される岡崎方面からの収集運搬経路にあたるため、大気環境悪化の状況を明らかにすべきである。…』に対する見解48は『道路沿道の大気質の調査・予測地点については、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道において、車両が集中し住宅等の保全対象がみられる代表的な4地点を設定しました。なお、ご指摘いただいた追加地点について、ホワイトウェイ21については不特定の利用者が散発的に利用する施設であること、また、喫茶店は西尾吉良線に面した立地であることから方法書で示した地点で問題ないものと考えております。』であり、対象道路を追加したことは評価できるが、追加地点を採用しない理由は、理由にはなっていない。</p>	<p>道路沿道の大気質の調査・予測地点については、準備書7-34頁に示すとおり、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道において、車両が集中し住宅等の保全対象がみられる代表的な4地点を設定しており、ご意見いただいた地点も含めて、対象事業実施区域周辺の状況を把握できているものと考えております。 なお、沿道大気質の現地調査結果は、調査を行った4地点はいずれも同程度の値となっています。</p>

表 1.3(12) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
27	<p>*27 p423 廃棄物運搬車両による大気予測は増加台数だけ                      廃棄物運搬車両による大気予測は「新たに増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに設定し、大型車 92 台/日（往復）とした。」とあるが、現在搬入している西尾市の大型車、小型車を加えて、廃棄物運搬車両からの大気汚染を予測すべきです。</p> <p>現に、地球温暖化では、廃棄物運搬車両等の走行として「西尾市大型車 32,803、小型車 139,355、岡崎市大型車 9,430、幸田町大型車 1,700、台/年」p740 と、合計して予測しています。ただし、西尾市は実績等をもとに推計、岡崎市及び幸田町の車両台数（延台数）は、搬入予定台数と、水準の異なる数値ではありませんが。</p> <p>なお、騒音、振動の廃棄物運搬車両等の予測は「新たに増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに設定し、大型車 92 台/日（往復）とした。」、p475、p522 とあるのも増加する車両だけではなく、廃棄物運搬車両全体からの予測をすべきです。</p>	<p>大気質、騒音、振動については現況の調査結果を基に、増加する車両台数の影響分を加えることで将来の予測を行っています。このため、現在搬入している西尾市の大型車、小型車の影響については、現況の調査結果に含まれているものと考えております。</p> <p>なお、温室効果ガスの予測については、現況の値を基に増加分の影響を加味する大気質等とは予測方法が異なり、将来の車両台数に温室効果ガス排出係数を乗じて算出しております。</p>
<p>8.2 騒音及び超低周波音</p>		
28	<p>*28 p443 道路交通騒音の調査は、舗装種類と縦断勾配も                      方法書への意見『道路交通騒音の…予測の基本的な手法…ASJ RTN-Model 2018（日本音響学会式）…とあるため、舗装種類と縦断勾配も現地調査に追加すべきである。「十分長い上り勾配の道路を走行する大型車類にのみ適用」する縦断勾配も調査が必要である。』に対する見解 53 は『道路交通騒音の調査においては、舗装種類や道路の勾配の状況についても適切に把握しました。調査対象道路の状況は 準備書 8-2-9 頁に記載しました。』ですが、舗装種類だけはありますが、道路の勾配については記載してありません。</p>	<p>現地調査を行った地点はいずれも平坦な道路であり、十分長い上り勾配の道路ではありません。ご意見を踏まえ、評価書ではその旨を記載することとします。</p>

表 8.15.15 活動量の推計 準備書 p740

活動区分	車種	延台数 <sup>(注1)</sup>	走行距離 <sup>(注2)</sup>	燃費	燃料使用量
西尾市	大型車	32,803 (台/年)	8 (km/台)	6.28 (km/L)	41,787 (L/年)
	小型車	139,355 (台/年)	8 (km/台)	10.10 (km/L)	110,380 (L/年)
岡崎市	大型車	9,430 (台/年)	38 (km/台)	6.28 (km/L)	57,061 (L/年)
	小型車	—	—	—	—
幸田町	大型車	1,700 (台/年)	22 (km/台)	6.28 (km/L)	5,955 (L/年)
	小型車	—	—	—	—

(注1) 西尾市の車両台数(延台数)は、西尾市グリーンセンターでの実績等をもとに推計した台数より設定。  
 (注2) 岡崎市の走行距離(延台数)は、搬入予定台数に仮定。

表1.3(13) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

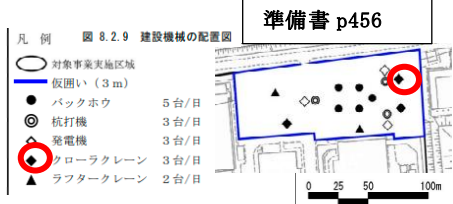
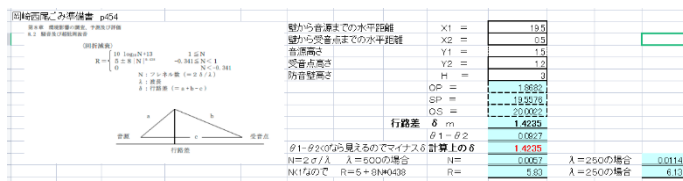
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
29	<p>*29 p458 建設機械の騒音予測は敷地境界に近い場合を</p> <p>方法書への意見『「…騒音・振動の場合は、距離減衰により遠くの発生源はほとんど関係なく、大きな発生源が敷地境界に近い場合に規制基準さえ超えることが多い。このため、工事工程（解体、土木・建築、プラント設備、外構）ごとに、…それぞれについて最悪ケースの予測をすべきである。』に対する見解 51 は『建設機械の稼働に伴う騒音の予測については、ご意見も踏まえ、影響の大きくなる時期を考慮の上、適切に予測・評価を実施しました。建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、準備書 8-2-23 頁に記載しました。』とありますが最大レベル地点で 76dB は本当ですか。</p> <p>建設機械の配置図が正しいとして、最大パワー117dBのクローラクレーン 1 台だけでも試算すると、北側敷地へ 20m、仮囲い（高さ 3m）を敷地内側 0.5m、予測位置の高さが 1.2m とすると、建設機械は地上 1.5m p455 で、回折効果は周波数により異なるが、地上 1.2m でもせいぜい 6dB です。</p>   <p><math>L_i = L_w - 8 - 20 \log_{10} r - R</math> p453 より、  <math>L = 117 - 8 - 20 \log_{10} 20 - 6 = 77</math> (<math>\log_{10} 20 = \log_{10} 10 + \log_{10} 2 = 1.3</math>) となり、クローラクレーン 1 台だけで 77dB となって、予測値の最大の 76dB を超えてしまいます。環境影響評価審査会で十分検討してください。</p>	<p>建設機械の騒音の予測については、ご意見のとおり回折効果は周波数により異なり、お示しいただいた計算式のうち、<math>\lambda</math>（ラムダ）は波長であるため 500Hz の場合の <math>\lambda</math> は 0.68 (m) となります。このためフレネル数 <math>N</math> は 1 以上となり、回折減衰量 <math>R</math> の計算式は「<math>10 \log_{10} N + 13</math>」が適用され、この時の回折減衰量は約 19 デシベルとなります。このように各周波数ごとに減衰量を求めて合成して予測を行った結果、敷地境界の騒音レベルの最大値は 76 デシベルになるものと予測しています。</p>
30	<p>*30 p459 騒音レベル最大値を 90%レンジ上端値にはどのようにしたのか</p> <p>予測事項として「施設からの騒音（騒音レベルの 90%レンジ上端値 (LA5))」p459 とありますが、予測方法は「各仮想点音源から到達する騒音レベルを次式により合成し、予測値を算出した。」p463 と、最大値までしか示していない。最大値を 90%レンジ上端値にするにはどのようにしたのですか。</p>	<p>施設の稼働の騒音の予測については、プラントメーカーへのヒアリング結果をもとにしており、機器ごとにメーカーヒアリングの中で最大となる騒音レベルを設定し、その予測結果を 90%レンジ上端値の値として規制基準との比較を行っています。</p>

表1.3(14) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解


番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8.3 振動		
31	<p>*31 p500～528 道路交通振動は、振動感覚閾値で評価をした                      方法書への意見『配慮書への意見「共通 16 道路交通振動の評価は要請限度では不十分」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、令和元年度における道路交通振動調査の結果は、要請限度との対比による評価とともに、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値（55 デシベル）を下回っている旨の記載を追記しました。」p209 とあるが…豊橋田原ごみ処理施設整備事業（変更準備書 2021 年 10 月 p622）のように、評価の手法として用いるべきである。』に対する見解 34 は『道路交通振動の評価基準・目標について、道路交通振動の要請限度としておりますが、振動感覚閾値との比較についても準備書 8-3-14、37 頁に記載しました。』であり、納得できるものですが、最後の評価 8-3-42(p528)でも「すべての地点で要請限度を下回るとともに、人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値 55 デシベル）以下の値となる。」と記載したことを追記してください。</p>	<p>方法書に対する意見番号 34（準備書 5-14 頁）の見解については、準備書で既に示した内容であることから、そのままの記載とします。</p>
32	<p>*32 p510 振動レベル最大値を 80%レンジ上端値にはどのようにしたのか                      予測事項として「施設からの振動（振動レベルの 80%レンジ上端値(L10)」p 508 とありますが、予測方法は「各振動源別の振動レベルの合成」p510 と、最大値までしか示していません。最大値を 80%レンジ上端値にするにはどのようにしたのですか。</p>	<p>施設の稼働の騒音の予測と同様にプラントメーカーへのヒアリング結果をもとにしており、機器ごとにメーカーヒアリングの中で最大となる振動レベルを設定し、その予測結果を 80%レンジ上端値の値として規制基準との比較を行っています。</p>
33	<p>*33 p525 床板を厚くするのは予測条件にすべき                      機械等の稼働の環境保全措置として「振動を発生する設備機器類の床は、床板を厚くするなど、構造強度を確保する。」p525 がありますが、既に予測に反映されている環境保全措置「振動の大きい設備機器は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する。」と同様であり、本来は予測条件にして予測結果に反映すべきものです。少なくとも、床板を厚くする設備機器は何を考えているの示してください。</p>	<p>施設の稼働による振動の影響について、防振ゴムの設置や防振架台又は独立基礎による設備機器の発生源対策については予測に見込んだ内容としております。床板を厚くして構造強度を確保することによる振動の伝搬対策についての具体的な内容は、今後の施設の詳細設計において検討してまいります。</p>
8.4 悪臭		
34	<p>*34 p530 施設稼働の悪臭調査は風下側を追加した                      方法書への意見『…施設稼働の悪臭現地調査は「・特定悪臭物質、臭気指数：…調査地点図 p247 では、周辺の住居を代表する 2 地点が北西～北にしかない。…風下側の東南、南部にも集落は存在するので、大気と同様に風下側も調査すべきである。』に対する見解 56 は『ご意見を踏まえ、悪臭の調査地点は、対象事業実施区域の東側及び南側の地点も追加しました。』とあり、了解します。</p> 	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>



表1.3(15) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8.6 地盤・土壌（土壌環境）		
35	<p>*35 p552 土壌環境の調査地点1地点では不十分、ピットの大きさは</p> <p>方法書への意見『土壌環境の調査地点1地点では不十分。深さもごみピットまで』に対する見解47は『土壌環境の調査地点は、ごみピットが想定される1地点とし表土の調査を行いました。ごみピット深さについては、地下水の水質調査（地下水環境基準項目及びダイオキシン類）により状況を把握しました。』とありますが、地下水質の調査結果は「地下水環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値に適合していた。」p565 かもしれませんが、土壌環境基準の溶出量は把握できても、含有量基準との関係は出てこないはずです。</p> <p>また、現地調査では「地下水位は、地盤面から2.96m～4.87mであった」p564なので、地表からその深さまでは結果がわかりません。せいぜい騒音予測の設備機器の配置p465等、予測結果p470等から、約20m×15m程度がわかるだけですが、肝心の深さはわかりません。そもそも、ごみピットが何m2あり、深さは何m、容積は何m3かさえなく（立面図p21）、地表土壌の1地点で、結果を出すのは無理があります。2階からごみピットに投入するため、それほど深く掘削しないという気持ちなのか。</p> <p>さらに、土壌環境の調査結果において「自主的に実施した土壌汚染等調査では、1区画でカドミウム及びその化合物の溶出量基準超過が確認されている」p556という状況では、「工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。」ということではなく、環境影響評価制度の中で広範な土壌調査をしていくべきではないですか。</p>	<p>対象事業実施区域内の土壌調査については、土壌汚染対策法等に基づく調査を別途実施しております。10mメッシュ格子で分割した区画数として189区画で調査を実施しており、それによって対象事業実施区域内の土壌の汚染の状況については把握できているものと考えております。</p> <p>なお、ごみピットの容量も今後の詳細設計で検討していきませんが、対象事業実施区域の地層想定断面図（準備書8-7-5頁）では数メートル下に岩盤が存在していることから、これを深く掘削せずにごみピットを設置することを検討しております。</p>
8.8 日照阻害		
36	<p>*36 p580 日照の評価は法規制を上回るべき</p> <p>方法書への意見『…日照の評価の手法が…「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制p258としているが、これは最低限の値であり、これを守れなければ建築できない基準値である。』に対する見解59は『日照については、整合を図るべき国の基準等がないことから、参考値として建築基準法及び愛知県建築基準条例に基づく日影規制を用いました。』とありますが、地上4mでの基準を、地表面での基準にするというように、環境影響評価としての独自の目標を定めるべきです。特に、須美川北側の畑地にも、1時間以上の日影が生じるためp578 耕作者への説明、了解、何らかの補償が必要です。</p>	<p>日照阻害については、予測高さを平均地盤面+4mとして、日影の影響が最も大きくなる冬至日における8時～16時についての影響を予測しております。</p> <p>予測の結果、日影規制を十分満足しており、春・秋分及び夏至の時期については更に日影が小さくなり、周辺の畑地も含め、周辺環境への影響は小さいものになると考えております。このため、独自の目標の設定については予定しておりません。</p>

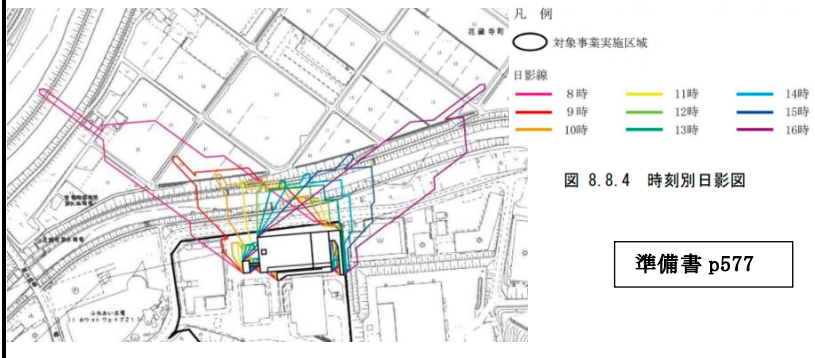


表1.3(16) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8.9	動物	
37	<p>*37 p595 オオタカの事前調査は違法</p> <p>方法書への意見『…鳥類の調査で「注2）事前踏査において、対象事業実施区域周辺でオオタカが生息及び繁殖している可能性が考えられたことから、マニュアルに基づき、1 営巣期目の調査を令和4年2月から8月の期間で先行実施している。」p259 とあるが、こうした事前調査は環境影響評価法違反である。環境影響評価法第31条は、(対象事業の実施の制限)として「事業者は、第27条の規定による公告(評価書縦覧)を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」とある。方法書、準備書、評価書が確定してから、オオタカの調査を開始すべきであり、それまではこの事前調査を中止すべきである。』に対する見解60は『…愛知県環境影響評価条例第25条に、評価書の公告を行うまでは対象事業を実施してはならないとの規定がありますが、ここでいう「対象事業の実施」とは対象事業の整備に係る建設工事を指しており、「オオタカの生息状況の調査」は「対象事業の実施」に含まれません。』とありますが、「オオタカの生息状況の調査」は「対象事業の実施」に含まれません、という解釈について、<u>県の誰に確認したのですか。それとも事業者の勝手な解釈なのですか。明文化した文書があれば示してください。</u></p> <p>なお、猛禽類の確認例数として、令和4年、令和5年の各2～8月の調査結果が示され、「オオタカ及びチョウゲンボウ以外の種については、繁殖期を通して繁殖を示唆する行動等は確認されなかった」＝「オオタカ及びチョウゲンボウは繁殖を示唆する行動等が確認された」p595 とあるため、十分な環境保全措置が必要です。</p>	<p>方法書については、愛知県環境影響評価審査会において審議いただいております。知事意見において、オオタカを含む猛禽類調査時期に対する指摘等はありませんでした。</p> <p>なお、愛知県環境影響評価条例第2条第1項において、「環境影響評価」とは、『事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。』と定義されております。</p> <p>また、事業の実施にあたっては、準備書8-9-40～41、8-11-21～22頁に記載している環境保全措置を実施します。なお、オオタカについては対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれるものの、工事による改変及び施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、本事業の実施による影響はないと評価しております。また、予測対象種は準備書8-9-25頁に記載している重要な種等の選定基準に基づき抽出した重要種としており、チョウゲンボウは重要種として選定されなかったことから、予測対象種とはしていません。</p> <p>なお、調査・予測・評価の結果及び環境保全措置の内容については、有識者への聞き取りを行っており、聞き取り結果の概要は準備書8-11-16頁に記載しております。</p>

表1.3(17) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8.9 動物		
38	<p>*38 p593 フクロウはやっぱりいた</p> <p>方法書への意見『…有識者への聞き取り結果概要で、地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、方法書以降の現地調査の際には夜間調査を実施すること。」、聞き取り実施日が異なる(別?)地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、12月～1月頃に夜間調査を実施し、生息状況の把握に努めること。」p260と指摘されたのだから、調査方法には、冬季の夜間調査を明記すべきである。』に対する見解61は『有識者へのヒアリング結果を踏まえて、鳥類の冬季調査においてフクロウの夜間調査を実施することとし、実施内容については、準備書7-52頁に記載しました。』とありますが、準備書7-52頁に記載p306は「コールバック法(フクロウを対象とした夜間調査)」だけでわかりにくいです。」むしろ動物の調査方法・準備書8-9-9 p589の「コールバック法(日没後、あらかじめ録音した音声をCDプレーヤー等で流しながら、調査地域を任意に踏査し、フクロウの反応を確認した。音声の発信は、繁殖に関する攪乱を抑制するため、5分程度を2～3回、最大20分程度とし、反応があればすぐにとりやめた。)」のほうがいいのではないですか。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。第7章の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、第8章においてより詳細に記載する構成としております。</p>
8.14 廃棄物等		
39	<p>*39 p725 掘削土砂の運搬台数は</p> <p>方法書への意見『掘削した土壌は「極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討」では、工事中運搬車両の台数にも影響するので、方法書段階で確定するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。』に対する見解47後半は『工事中の運搬車両台数についても、搬出する土量も含めて設定し、準備書資料編の1-3頁に記載しました。』とありますが、資料編の1-3頁では「騒音・振動の予測時期は、資材等運搬車両等の走行が最大となる時期とした。」というだけで、「等」の中に掘削土砂運搬が含まれており、何台使用する計画かわかりません。</p> <p>また、準備書では工事による残土は15,700m<sup>3</sup>を「適正処分する」p725とまでは記載してありますが、それが何台になるかは説明がありません。</p>	<p>工事用車両台数の設定については、プラントメーカーへのヒアリング結果を基に設定しており、掘削土砂の運搬台数も含めて、工事による影響が最大となる設定としています。また、予測に用いた工事用車両台数については、準備書資料編(1-3頁)に記載のとおりであり、台数の内訳までは記載しておりませんが、土工事の時期については、ピーク日台数で大型車100台を想定しています。</p>
8.15 温室効果ガス等		
40	<p>*40 p738 温室効果ガス削減の程度を</p> <p>ストーカ式焼却方式、シャフト炉式ガス化溶解方式、流動床式ガス化溶解方式について「温室効果ガス削減の程度は、処理方式により27.1～35.7%と予測する。」p738と結論だけがあるが、それぞれの根拠を示してください。</p>	<p>温室効果ガスの削減の程度については、準備書8-15-8頁の表8.15.13(2)に記載のとおり、発電による温室効果ガスの削減量を使用する電力等による温室効果ガスの排出量で除算することにより算出しております。</p>